

厚生労働省発健0406第5号

平成24年4月6日

各都道府県知事 }
各政令指定都市長 } 殿

厚生労働事務次官

平成24年度地域自主戦略交付金（簡易水道等施設整備に関する事業）
の交付について

標記交付金の交付については、別紙「平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（簡易水道等施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱 (簡易水道等施設整備に関する事業)

(通則)

第1 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号）（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。
- (2) 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- (3) 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- (4) 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - ア 会計が同一であるもの。
 - イ 水道施設が接続しているもの。
 - ウ 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (5) 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。

- ア 会計が同一であるもの。
 - イ 水道施設が接続しているもの。
 - ウ 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (6) 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であって、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業をいう。
- (7) 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
- ア 平成19年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第6項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
 - イ 平成21年度において地方自治法第252条の2若しくは市町村合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
 - ウ 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
 - エ 上記ア～ウのほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村
- (8) 「離島簡易水道」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- (9) 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量（別表第3付表②の加算水量を除く1人1日平均給水量が200を超えるもの）又は水圧（直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時245キロパスカルを超えるもの）を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口20%未満又は100人以下の区域拡張を行うための施設整備にあってはこの限りでない。

(交付の対象)

第3 この交付金の交付対象事業は、政令指定都市（以下「補助事業者」という。）が行う別表第3の基準を満たす公衆衛生上必要があると認められる事業であって、平成19年度より簡易水道等施設整備費国庫補助金による国庫補助（以下「国庫補助」という。）を受けている事業については別表第1、平成18年度以前から国庫補助を受けている事業については、平成28年度限りと

し、別表第2のとおりとする。

ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあっては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が1,000万円（放射線量の確認を行うための分析機器については10万円）に満たないものを除く。

なお、市町村合併前に採択された事業であって、市町村合併により財政力指数等が変動し、交付対象外となるもの又は補助率が低くなるものについては、採択時の補助率を適用する。ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われた場合であって、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り適用する。

（交付対象事業費）

第4 この交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第5の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ第4欄に掲げる算定方法によって算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。

（交付額）

第5 厚生労働大臣は、制度要綱第8により、内閣総理大臣から移替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される補助事業者ごとの交付限度額以内で、地域自主戦略交付金の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を補助事業者に交付する。

（交付額の算定方法）

第6 この交付金の交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第4に掲げる区分ごとに、交付率をそれぞれ乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第7 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（1）事業計画の変更

ア 交付金の交付の対象となった交付対象事業の計画について、次の各号

に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 給水区域、給水人口又は給水量に変更が生じる場合

(イ) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(ウ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、施工延長の30%以上の増減が生じた場合

(エ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。ただし、(ア)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。

(ア) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(イ) 交付対象事業が、当該交付金の交付の決定の内容となった交付対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより交付金の一部が不用となる場合

(ウ) 交付対象事業が災害を受けた場合

(エ) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2

による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

ア 当該事業年度における各四半期（第4・四半期を除く。）ごとの事業の進捗状況について、当該期間経過後15日以内に、別紙様式3により事業遂行状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第8 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第9 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第8に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（交付金の概算払い）

第10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定までの標準的期間）

第11 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第12 この交付金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成25年4月30日までに別紙様式7による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行

った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第14 特別の事情により第3、第4、第6、第8、第9及び第12に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

		<p>ける飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあつてはこの限りではない。)</p>
給水区域内無水源		<p>4. 既認可給水区域であつて、まだ水道が布設されていない地区（給水人口101人以上5,000人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業</p>
	区域拡張	<p>5. 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）</p> <p>なお、簡易水道施設については給水人口10人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあつては、この限りでない。</p>
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	<p>1. 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（注1）の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（注2）に係る統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であつて厚生労働大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であつて、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p>

簡易水道
統合整備
事業

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

2. 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(注1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(注2)を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。

- (1) 市が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業(給水人口50人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業
- (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

生活基盤近代化事業

増補改良

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

1. 次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設(注1)又は飲料水供給施設(注2)の増補改良を行う事業で、次の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するもの。

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設

② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設

③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの

(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。

ア 増補改良しようとするしゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下「旧施設」という。)の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。

イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が1500以下であること。

(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業

(3) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設(次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。)、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。